

二 植村左平次薬草御用書留

(表紙)

植村左平次政勝書留

享保五子年五月より初テ被仰付候

薬草御用

諸国相廻候日記為見出此帳ニ記置候

宝暦四成年夏迄三拾四年諸州江廻ル

一 薬草御用ニ付諸国山中江享保五子年五月十五日より初リ
宝暦元年酉年九月迄三十四年之内右為御用毎年諸国江
百四五十日より百八九十日余宛諸国江被仰付罷越申候、
國々日記為見出シ荒々左ニ相記置候、尤例年隱蜜御用
筋共ニ三拾四年内ハ一ヶ年モ無滞相勤來リ候所ニ宝暦
二戌年春より病氣ニ罷成候ニ付御役御免願ヲ右春差出候
処、同年七月十七日願通首尾能御免被仰付候旨酒井左
衛門尉殿被仰渡同役吹上添奉行金子三与右門為名代罷

(中略)

出申候、小普請組筒井内蔵組江入ル其以後右御用引
続同左源次前々之通諸事之御用御菜園共跡被仰付候、
御園御用之外薬草御用等相勤候節ハ、一日ニ金百疋又
ハ錢ニ而一日壱貫六百文宛被下候事、右御懸リ御用掛
リ御側衆小笠原石見守殿諸事承ニ而勤申候、右御用筋
外ニ相勤候節ハ遠近ニ不寄三十日五十日御褒美金三
両、五十日余よりハ金五両、其余八九十日迄ハ七両、百
日十両、右日數割合ニ而百日十両之積之割ニ而御座
候、右何れも寛延三年迄ハ有徳院様御用、右薨御被遊
候以後ハ二ノ丸大御所様御用、寛延四未年より同九月十
一日出立野州日光江二丸大御所様御用初而左源次罷越
江戸着日數并日記共父子同年日記之内可有御座候、此
日記紙四五枚程相見申候、未年見申候得者相知可申候
有徳院様御用之節ハ日光并上方筋奥州出羽右之国々江
ハ丹羽正伯・桐山三了・野呂玄丈・吉川左京之家来飯
田道調并右正伯弟子共道々同道被仰付候、右之外國々
ハ自分計被遣候

[享保十一午]

一 同年四月廿六日出立、伊勢紀伊大和右三ヶ国江薬草御用ニ付罷越七月十三日帰着、此日数七十六日、右日数之外勢州松坂領大津之内杉村父母江逢申候趣相願申候処、五日御暇拝領仕右立寄親元植村山三郎立合逢申候

(中略)

[享保十二未]

一 同年三月十五日出立、伊賀伊勢紀伊大和右四ヶ国江薬草御用ニ付罷越、八月四日帰着、此日数百三十九日右日記一包有書候

(中略)

一 同十四酉年三月十八日出立、伊勢伊賀紀伊大和并山城

(中略)

河内右六ヶ国江薬草御用ニ付罷越山々不殘様見分可仕旨被仰付、八月十四日帰着、此日数百四十七日右日記一包有書候

(中略)

一 同十九寅年四月十三日出立、伊勢志摩伊賀大和遠江秋

葉山右国江薬草御用ニ付罷越、右国志州鳥羽領之内ヲウム石二ヶ所有ル見分、此節モ松坂領杉村ノ母大病相煩フ由申上罷越候得者右日数之内五日御暇被下置候、御上一粒金丹百粒拝領仕、いせ参着之節早速相用候

古文書

2

直ニ病氣快氣之躰罷成十二三日之内得と快氣仕候、右委クハ御用御取次御側衆小笠原石見守殿江具ニ申上ル、右見分相仕廻六月廿日帰着、此日数七十日右日記一包ニ此節之品々委く相記置候

(中略)

一 同廿卯年閏三月十四日出立、三河伊勢志摩伊賀并大和右五ヶ国所々国境山々見分、右之内薬草も氣ヲ付候様ニと被仰付、尤上下往来共ニ駿府御薬園ヲ見分之上申

上候旨右仕廻六月三日帰着、此日数七十八日右日記一

(中略)

一 享保五年壬寛保元酉年迄臨時之御用相勤申候節八日

数不依多少ニ年々暮ニ至御褒美被下置候処、同式戌年

より右臨時御用相勤候節ハ廿日以上五十日迄ハ金五

両、五十日乃至七八十日ハ金七両、百日八十両と定リ右

日数之上ハ此割を以御褒美可被下管御用懸リ御側衆加納遠江守被仰渡候、右之趣ニ臨時御用之勤ニ寛延二巳

十二月迄御褒美拝領仕來申候、右寛延二巳十二月廿四

日吹上へ行右国々自分儀廻止ニ付諸国日記為御用荒々

相記置候事、宝曆十辰年秋委改置候

一 左源次日光江人參御用罷越候節者今辰年秋々吹上添奉
行高月政右衛門右黃金被下置日光江行來、已年ハ左源
次日光江行番ニ付右御暇ニ黃金拝領之積リニ候、以上

三 藥品・精巧品目録

(前略)

右宇陀松山町森野藤助へ申談取扱可然事

森野藤太藤助改名并隱居繁通へ問合薬品製法書并
種植法左之通

漢種防風
実ヲ蒔キ苗ニシテ植替根ヲ用ユルナリ、平地日当り強
キ土ノ地味深キ程ヨシ、春彼岸後常ノ如クウナヒ平ラ
カニ引ナラシ、先下肥ヲカケ置其上ヘ實一合ヲ凡六坪
程一抔ニ蒔積リニテ振蒔土ヲ振リ掛ル、兩日覆ノ為藁
ヲ細カニ切テモミヌカラ振掛置雜草ヲ度々採スツル
ナリ、其年八月彼岸頃苗細カナレハ下肥ヲ一二度カケ
ル、日中ニカケテハ痛ムナリ、日暮カ雨中ニカケテヨ

シ、翌年春彼岸後五六寸成苗ヲ引分ケ一二本宛植替
ル、苗成長過レハ花咲テ枯ル、不宜土地二尺程深ク打
返シ平畦ニシテ苗ノ間二尺程ツ、ニ植ル、根元土中へ
一尺余モ深ク菜種粕或ハホシカラ粉ニシテ灰ト當分ニ
合セ入ルナリ、夏土用迄ニ兩度許雜草ヲ取捨ウナヒ返
スナリ、夏土用前ニ苗ノ葉ヲヨケテ一面ニ藁カ干草ヲ
沢山ニ置ヘシ、其後ハ雜草ヲ採ル計ナリ、其年秋彼岸
ヨリ土用ノ間ニ苗ノ根元每ニ鍬ノ柄ノ太サニテ長二尺
程ノ棒ヲ穿込、其穴ヘホシカラ水ニテトキ下肥ニ交テ
入ル、又ハ種粕ト灰ト等分ニシテ入ルナリ、是ヲ入レ
ハ根先ヘノ実入ヨシ、コレラ穴肥ト云ナリ、其年ノ冬
至限リニ掘取ル

近來ハ小根ヲ別ニ苗ニトラズ、實蒔ニモセズ、細ク性
ヨキ根ヲ撰ミ日当リノヨキ烟ヘ埋置テ、春ノ時節ニ取
出シ三寸許ニ折テ麦畑ノ中ヘ畝トリ穴ヲ突キ植ルナリ
製方土ヲ振落シ十本二十本宛蘆頭ヲワラニテタバ子日
ニ乾ス、實採ハ其所ニ今一年置クヘシ、翌年六月花咲
実ヲ結フナリ、熟シテ自カラ落ルヲ莖ヨリ刈テ家根裏

杯(抔)へツリ置キ乾キタル時モミ落ス、実ヲ取タル根ハカ

タクナリテ不宜、実採実蒔ヨリ二年目植替タル年ノ実

ハ不宜、又採置テ古ニ成タル実不宜、三年目ノ実ヲ蒔

テヨシ

朝鮮種黃芩

作り殖シ様右同断、但実生ヨリ五六六年置テヨシ、製方

掘取莖ヲ折捨テ土ヲ落シ、其儘十日程日ニ乾其後十本

二十本ツ、根先ヲ藁ニテク、リ竈ヨリ一丈ホト上ヘツ

ルシ烟ニフスベ干ス、翌五月頃乾タルヲ小刀ニテ粗皮
ヲコソゲ去ル

漢種白芷

作り殖シ様右同断

製方掘取蘆頭ヲ小刀ニテ切去リ土ヲ洗石灰ヲマブン五

六根ツ、根先ヲ繩ニテ括リ、軒下ノ日当リ風ヌケヨキ

所ヘツルシ置キ干ス、実古實不宜

木香

作り殖シ様右同断

製方掘取土ヲ落シ蘆頭ヲ小刀ニテ切去リ四五根宛根先

漢種百部根

ヲ括リ日ニ干ス

台州烏藥

実ノ黒ク熟シタルヲ摘トリ肉ヲ洗落シ直ニ蒔キ夏日屋

根ヲシテ日覆スヘシ、実モ蒔根モ分ケテ殖スナリ、土

ツヨク地味古キ程ヨシ、実生ヨリ十年余ヲ経テ掘取

製方寒中ニ掘テ土ヲヨク洗ヒ小根ヲ小刀ニテ取りテ日

ニ干

朝鮮種山茱萸

実ヲ蒔テモ又取木ニシテモ殖スナリ、実ハ春彼岸後蒔
キテヨシ

製方十月頃熟シタルヲ採リテ種ヲヒ子リ出シ肉ヲ日ニ
干、実熟シ過テ和ラカニ成タルハ其マ、干シテ後肉ヲ

ムキ取ナリ

漢種吳茱萸

彦バヘヲ植テ殖スナリ、地味深キ陰地又ハ湿地ノ方ヨ
シ、秋土用前実未タ青キ肉ニ採リテ熱湯ニサツト浸シ
テ日ニ干ス

根ヲ分ケテ植スナリ、平地日当リ赤ホクヨシ、春彼岸二十日程前ニ常ノ如クウナヒ、深サ二寸位ニ二尺程ノ間ニ植ヘ、根元ヘホシカニテモ種粕ニテモ入テ土ヲカ

ケル、其後雜草ヲ採捨五月前後兩度許土ヲウナヒ返シ、二度目ニ又根元ヘホシカ或ハ種粕ヲ置土ヲカケル、翌年モ又前年ノ如クニシテ三年目秋土用ニ掘取、細カナルハ苗ニ除ケ苗一株ニ根ヲ四ツ五ツ程ノコシ辻ニ芽ノアル様ニシテ土中ヘイケ置クナリ
製方土ヲ振落シ日乾蘆頭ヲ取り去ルナリ

漢種黃茋

実ヲ蒔テ殖ナリ、苗ニシテ植替レハ太ク出来ルナリ、實蒔ハ色白和ラカニテヨシ、土地ハ砂交リ輕キ処ヨシ、春彼岸前ニ常ノ如クウナヒ一寸ノ間ニ一二粒ノ積リニ蒔キ、土ヲ五六分カケテ干草ヲ置、小苗雜草ヲ取捨テ夏土用後ヨリ秋彼岸マテ四五度ウナヒ何程ニテモ掛ル、其年冬至ニ掘採細ナルハ土中ヘイケ置、明年春彼岸前ニ植テ冬至ニ掘是二年生ナリ

製法ワラニテ土ヲヨク洗日乾シテ後小刀ニテ荒皮ヲコ

ソゲ去ル、是ヲミガクト云ナリ、實ヲ採ハ一年生ニテモヨシ、但茎ノ中程ヨリ末ノ実ハ不宜

川 莓

根ヲ分テ植スナリ、土地小石交リ淺処ヨシ、春彼岸前常ノ如クウナヒ八寸程ノ間ニアサク植ニ、土モ淺ク力クルワラ長キマ、ニテ薄ク置ク、雜草ヲ採捨ウナヒ返ス、五月節頃ニワラカ干草ヲ沢山ニカケル、秋彼岸前花咲ヨリ終ルマデニホシカ或ハ種粕ヲツヨク三四度掛ル、莖ノ枯タル所ヲ掘取ル、種ヲトルハ親玉ニ付タル細キ玉ヲ四五日干テ筵ニ包ミ竈ノ上ニ置

製法掘取ノマ、小髭ヲ鎌ニテ取りヨク洗ヒ蒸籠ニテ中マデ能蒸シ日乾ス、但寒氣ニテ玉ノイテヌ様ニ干ス、小髭ハ捨テ太キ髭ハムシテ日干ス、是ヲ角川蓼ト云

芍 药

実ヲ蒔苗ニシテ植替ナリ、土地小石交リ黒ホク陰地ヨシ、秋土用後常ノ如クウナヒ実ヲ蒔三年目ノ秋彼岸ニ苗ヲ掘三尺程ノ間ニ一本宛植ル、肥シヲ不用ホドヨクウナヒ返スナリ、植付ヨリ六年目ノ秋彼岸頃土用後ヨ

リ冬至迄ニ掘取太キ根ヲ竹刀ニテ切取り古株ヲ分テ植

ベシ、都テ牡丹ニ同シ

製法土ヲヨク洗竹ヘラニテ皮ヲコソグ去リ蒸籠ニテ蒸

シテ日乾又皮ヲ去リテ生干ニモスルナリ

地 黄

根ヲ分テ殖スナリ、土地平地日当リ赤クツヨキ処ホド性合ヨシ、入梅ノ十日前ニ地ヲ平ニナラシ上ケ畦ニシ

テ浅ク植テ土ヲカケル、夏土用迄雜草ヲ取ステ、其節芽ヲ一本立ニシテ外ノ芽ヲカキトルナリ、根元ヘホシカ種粕ヲツヨクカケル、其時アサクウナヒ根元ヘ土ヲヨセル、葉ヲ除ケテ藁或干草ヲ沢山ニ入置ナリ、秋彼岸前後ホシカ種粕ヲツヨク幾度モカケテヨシ、其年冬至ニ掘細カナル根ヲ苗ニ除ケテムシロニ包ミ、土中ヘイケ置前ノ如クニ植テヨシ

製方掘取ノマ、日乾但シ細キ根ノ用ニ不堪モノヲ取集メ白ニテ搗キトナル也ヲ搗リ右ノ日乾セシ根ヲ幾度モ浸シ幾度モ乾ス、汁

古 文 書

牛 膝

実ヲ蒔テ殖スナリ、土強ク地味深キ程ヨシ、常ノ如ク

ウナヒテ蒔其後雜草小苗ヲ拔捨ウスク苗ヲ立テヨシ、程能何肥ニテモ置ナリ、秋土用後掘取

製方土ヲ振ヒテ日乾

連 翹

実ヲ蒔テモ彦ハヘニテモサシ木ニテモ殖スナリ、秋彼岸頃ヨリ実ワレヌヲ採テ陰乾ス

桔 梗

実ヲマキテ殖ス、春彼岸前常ノ如クウナヒ一寸ニ二粒宛ホドニ蒔土ヲ浅クカケ、其上ヘモミヌカラ置雜草ヲ取捨テ程ヨク肥ヲカケル、明年夏土用ノ頃花ノ盛リ成ヲ掘採

独 活

製方土ヲ洗皮ヲ横ニ剥白水ニ一夜漬テ晴天ニ干、又自然生多シ、三月頃掘採リテソノマ、生干ニモスルナリ

去ル、三寸程宛ニ切テ一夜水ニ漬シ晴天ニ干ス

牡 丹 皮

根ヲ分テ殖スナリ、秋彼岸後掘取テ太キ根ヲ竹刀ニテ

切取り細キ根ノ付タル古株ヲ分テ苗ニ植付ル、地味厚カラズ砂地ヨシ、肥ハ寒半迄ニ下肥種粕ホシカ丈夫ニ用テヨシ、夏日根元ヘ干草ナト覆テ日ノ透サヌ様雜草取スツベシ

製方切採タル根ヲ能洗ヒ一ツ裂割リ中ノ心ヲヌキ日乾

ニスルナリ

薄 荷

春ノ彼岸前ニ麦畠ノ中ヘ根三四寸二折二三寸深サニ畝ヲ取植テ藁ヲ覆ニシテ肥ハ下肥ニテヨシ、手厚肥セハ苗長大ニナリ薬用ニ下品ナリ、夏土用入三四日カケテ一番芽ヲ刈採陰乾ス、二番芽刈取ノ手入雜草ヲ取ウナヒ下肥シテ手入スヘシ、三番芽刈取ントナラバ土用ヲ待タズ一番芽一尺四五寸ニナリタルヲ見計ヒ刈取ルベシ、三度刈取り跡ノ株ハ麦蒔ノ時掘出シ畠ノ中ヘ埋置テ春取出シ法ノ如ク植ベシ

黄 連

苗ニテ植付又実蒔モ可ナリ、春八十八夜過ニ実ヲ採リ秋ノ彼岸畠地陰地砂交リヨシ、畝ニ下肥ヲシテ実ヲ蒔

ク、土ハ浅クキセテ藁ヲ切覆テ春ニナレハ麦藁葦簾ニテ屋根ヲコシラヘ雜草ヲ採捨テ種粕下肥ニ立テ水肥ニシテ三度許カケテヨシ、花ノ莖枯テ後掘採ルベシ、能洗ヒ髭ヲムシリ日乾ス、小髭ハ毛黃連ト云テ薬用ス、捨ツヘカラズ

山 檵 子

彦バヘニテ殖ス、秋土用熟実ヲ採リテ日乾ス、山畠岸ナド土地ヲ択バズ連堯ニ同シ、生育シャスシ

大 棗

山櫻子同様熟実ニサツト湯ヲカケテ乾スベシ

以上当今盛ソニ取扱ノ品

漢種藁本

作り殖シ様防風黃芩等ト同断

製方掘取テ土ヲ落シ其儘蘆頭ヲ十根程宛タバ子日乾

ス、古實不宜

当 帰

作り殖シ様右同断

製方掘取土ヲ落シ四五根ツ、葉先ヲ括リテ三十日日乾

シ、其後水ニヌラシ熱湯ノ中へ浸シ、又水ニテ其マ、洗ヒ日当リ風ヌケヨキ雨ノ掛ル所ヘツルシ乾ス、実採

唐種防風ニ同シ

漢種貝母

根ニテ殖シ根ヲ用ルナリ、平地日当リ黒ホク少シ砂交リ土地ヨシ、秋彼岸二三日前常ノ如クニウナヒ二三寸深サニ畝ヲシテ三寸程間ヲ明テ植ヘ種粕ニ灰ヲ少シ交テ振掛け土ヲカケル、干草ヲ置キ寒前マデニ一両度下肥ニ種粕ヲ交テカケル、雜草ヲ採スツルナリ、翌年春八十八夜前ニ花未タ終ラザル中ニ掘採、細カナルヲ種ニ除家陰坏ヘヒトツニイケテ置前ノ通リニ植ルナリ製法磨洗ニヨク洗ヒテ日乾ス

漢種知母

実ヲ蒔テ殖シ植替テ根ヲ用ナリ、平地日当リ強キ土地味深キ処ヨシ、春彼岸半ハ常ノ如クニウナヒ先下肥ヲカケ置其上ヘ実ヲ振蒔土ヲカケル、干草ヲ置テ雜草ヲ取捨何肥ニテモヨシ、翌年春彼岸半苗五六寸ニ成タルヲ引分ケ一二本ツ、植替、地面ヲ平ニシテ三寸程深ク畦ヲツクリ一尺程ノ間ニ植ルナリ、其年秋彼岸ヨリ土用中両三度種粕ホシカラ置冬至前ニ掘取、今一二年置ケハ太ク成リテヨシ

製方土ヲヨク洗ヒ髭ヲ小刀ニテ取去リ日乾ス

漢種沙参

根ニテ殖シ根ヲ用ユルナリ、平地日当リ強キ土ホトヨシ、秋彼岸前二三日前常ノ如クニウナヒ深サ二三寸ニ畦ヲシテ四五寸程ノ間ニ植ユ、種粕ニ灰少シ交テ振カケ土ヲ掛ル、干草ヲ置寒前迄ニ一両度種粕ヲスコシツ、置雜草ヲ採捨ルナリ、翌年春八十八夜過頃花終リタ

ル後掘取、細カナルヲ種ニ除ケテ家陰坏ヘヒトツニイケ置前ノ通リニ植付ル

製方土ヲ能洗ヒ蒸籠ニテヨク蒸シ日乾ス

漢種白朮

漢種蒼朮

実モ蒔キ根モ分ケ殖スナリ、自然生ヨシ、実ハ春彼岸後蒔苗ニシテ明年春彼岸後植、根分ハ三年目秋土用後掘出シタル時細ナル根引分テ植ニ、ウナヒ様程ヨクス

ベシ、又五六年ヲ経テヨシ

白朮

製方土ヲヨク洗ヒ皮ヲムキ其マヽ水ニテ洗ヒ日乾ス

蒼朮製方土ヲヨク洗ヒテ日乾ス

漢種酸棗仁

実蒔ニテモ彦ハヘニテモ殖ス、実生ヨリ凡五六年ヲ経

テミノル、熟シ自カラ落タルヲ集メ肉ヲ腐シテ種ヲ洗

フ、鉄槌ニテ打割リ仁ヲ採ナリ

荆芥

実ヲ蒔テ殖スナリ、春彼岸頃常ノ如クウナヒテ蒔ク、
雜草ヲ取捨テ程能ク肥ヲ置クナリ、秋ノ彼岸ノ頃穗ノ

青キヲ根元ヨリ刈テ陰乾ス

鬱金

根ニテ殖スナリ、黒ホク小石交リヨシ、春彼岸前ニ常ノ如クウナヒ一尺四五寸ノ間ニ植、其後ホドヨク肥ヲ置キ根元ヘ土ヲ培フ、秋土用後掘採ル

製法土ヲヨク洗蒸籠ニテワラスヘノ通ル程ニ蒸テ日乾ス

紫蘇

実ヲ蒔テ殖スナリ、春彼岸前ニ蒔キ小苗雜草ヲ取捨テ三月ノ節ノ頃常ノ如クウナヒ、一尺程宛ノ間ニ植替何肥ニテモ程能置キテヨシ、夏土用ニ至リテ下葉ヨリ末葉マデ三度ニ採ル、製法晴天ニサツト洗ヒ庭へ葉ノ背ヲ洗ナラベ乾テ又葉ヲ返シ乾ス

香薷

実ヲ蒔テ殖シ葉ヲ用ユルナリ、春彼岸前常ノ如クニウナヒ薄ク蒔テ土ヲカケ、其後小苗雜草ヲ取り捨テ程ヨク肥ヲカケル、夏土用茎ノ根元ヨリ刈テ根ヲ五六本ツ、ク、リテ軒下ニ陰乾ス

紅花

実ヲ蒔テ殖スナリ、日当リ乾地ヨシ、秋彼岸半常ノ如

クウナヒ蒔テ寒迄テニ一二度根元ヘ出ヌ様ニクマシヲ

竜胆

沢山ニ置ナリ、明年雜草小苗ヲ取り捨テホシカラ下肥

ニ交セテ春彼岸前後ニ両度程ヨク置、其後根元ヘ土

ヲ加フ、五月入梅前後花熟シタル程採リ漆ヌリノ器ニ

ノ所ニテ掘採ル

入一夜ウマシテ陰乾ス

天南星

山梔子

彦バヘニテモ分ケサシ木ニテモ殖スナリ、秋土用ノ頃

実熟シ少シ色付タルヲ採リ日乾ス、色付過レバ後色黒

クナリテアシ、

胡荽子

実ヲ蒔テ殖ス、春彼岸頃常ノ如クウナヒ薄ク蒔テ芽出

ノ後小苗雜草ヲトリステ程ヨク一本生ニシテ何肥ニテ

モカケル、実熟シ自カラ落ルヲ取りテ日乾ス

薏苡仁

実ヲ蒔クナリ、春彼岸過常ノ如クウナヒ蒔テ程ヨク何

肥ニテモヨシ、小苗雜草ヲ拔捨テ根元ヘ土ヲ加フ、実

熟シタルヲ刈リテ揉落シ日乾シ後臼ニテ粗皮ヲ去ル

白桃花

桃梅ノ台木ニ白花ヲ接換テ山畠岸ナドニ植ニ、秋土用

迄ニ肥ヲ用ユベシ、花多シ花半開ヲ朝露ノ干ヌ間ニ摘
採リテ干ナリ

烏 梅

実ノ太キ肉ノ多ラ接カユル桃ト同シ、入梅後黃熟シテ
落ルヲ拾ヒ炭ノ粉ヲマブシ簾ニナラベ麦又カノ烟ニ一
昼夜ノ間薰ヘ日乾ニスルナリ

五味子

山中自然生ノモノ実太ク見事ナリ、即南五味子ナリ、
秋彼岸頃黒ク熟シタルヲ摘採リ簾ニナラベ日乾ス

木 天 蓼

自然生秋彼岸頃実熟シテ落ルヲ拾ヒ熱湯ヲカケテ日乾

ス

桑 白 皮

自然生ノ物ヲ尋子、春分後根ヲ掘取り粗皮ヲ竹片ニテ
削リ米泔水ニ一夜漬シ細ク割リテ日乾ス

茯 苓

松ノ樹ヲ伐リ三四年経テ切株ノ根先ヘ生スル物ナリ、
二尺余ノ鎗ニテ突探リ有無ヲ知リ掘取ル、右突探リノ

手練ハ自然ノ妙ニアル事ニテ口舌ヲ以テ伝へ難シ、秋

土用後ヨリ始マリ春花ノ咲ク頃ニ至リテ止ム、荒皮ヲ

削リ日乾ス

神 麴

森野氏家製夏月三伏ノ間ニ製ス、一ニ本草綱目所載ノ
法ニ因ル、上品ニシテ神効アリ、世上普通ノ品ヘ本製
ニ非ズ、用ユベカラズ

以上少々宛製造之品

四 売藥家記帳心得

明治三十年

(表紙)

聚珍社編輯

売藥家記帳心得

付リ 諸願書式

全

(表紙裏)

目 次

一令達文 壱丁

一諸願書式 四丁

一諸帳簿様式

本書十一丁二十二丁二十三丁二十五丁(表紙裏)ニトアル三

字ハ誤植將又各凡例タルヤ帳簿ヘ記載スルモノニアラ
ス啻其筆記方ヲ示サレタルノミ

受クベシ

但売薬營業者ニシテ自己ノ製薬ヲ別戸ニ於テ販売ノ
ミヲ為サントスルトキハ受売ノ例ニ徴ヒ願出テ免許

鑑札ヲ受クヘシ

第三項 売薬規則第十三条ニ拠リ免許鑑札ヲ讓渡シタル

トキハ第三号書式ニ徴ヒ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

但他府県管下ニ交渉スルトキ讓受人ハ第三号書式ニ

徴ヒ願出テ讓渡人ハ第四号書式ニ徴ヒ届出ツヘシ

第四項 売薬營業者転居改氏名又ハ代換シタルトキハ第

五号書式ニ徴ヒ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

但他府県管下ヘ転居セントスルトキハ第九号書式ニ

徴ヒ届出ツヘシ

売薬營業人及受売行商人心得

文 書

第一項 売薬規則第二条及第五条ニ拠リ売薬營業又ハ受

第五項 売薬受売者転居改氏名又ハ代換シタルトキハ第

2

七号第八号書式ニ徴ヒ所轄郡区役所ヘ申出テ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

但他府県管下又ハ管内他ノ郡区役所部内ヘ転居セントスルトスルトキハ第九号書式ニ徴ヒ届出ツヘシ

第六項 売薬營業者及ヒ請売者ハ左ノ雛形ニ徴ヒ看板ヲ

調製シテ之ヲ戸外ニ掲出スヘシ

免
壳
藥
營
業
許
壳
藥
請
賣
業
何
某

横七寸五分
堅三尺

大阪府
区村
番地
許
壳
藥
營
業
何
某

第七項 規則第七条ニ拠リ行商ヲ為サントスルトキハ第

十号書式ニ徴ヒ願出テ鑑札ヲ受クヘシ

第八項 売薬行商鑑札ヲ受ケタル者ニシテ改氏名又ハ代

換転居ヲ為シ其他鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ前項ニ準ジ之ガ書換ヲ請フヘシ

第九項 売薬營業者壳藥ノ方名ヲ改正シ若クハ藥味分量用法服量及効能書ノ包部又ハ其幾部ヲ改正セントスルトキハ第十一号書式ニ徴ヒ願出テ更ニ鑑札ヲ受クヘシ

第十項 売薬營業者ハ第十二号書式^(二脱)ニ徴ヒ所轄郡ニ於テ印紙買入鑑札ヲ願受ケ印紙買入ノ節ハ必ス之ヲ携帶スヘシ

第十一項 諸鑑札ヲ遺失シ又ハ亡失毀損シタルトキハ第十三号書式ニ徴ヒ速ニ申出テ之カ再渡ヲ請フヘシ

第十二項 売薬營業者及受売者廢業スルカ又ハ禁止サレタルトキハ第十四号第十五号第十六号書式ニ徴ヒ鑑札相添ヘ届出ツベシ

第十三項 売薬營業者及受売者廢業ノ際残薬ヲ所持スルトキハ其方名及員数等ヲ詳記シテ処分方租稅検査員派出所ヘ申出ツヘシ

第十四項 売薬營業者ニシテ免許鑑札ヲ他ヘ譲渡シタルトキ其受売者ハ一旦鑑札ヲ返納シ更ニ新營業者ト約定

ノ上鑑札ヲ願受クヘシ

第十五項 外國製薬ニ係ル売薬ヲ受売セントスルトキハ

第一号書式ニ倣ヒ方名藥味分量用法服量効能書及其製

藥者ノ国号氏名等ヲ詳記シ當業鑑札ヲ願受クヘシ

第十六項 売薬當業者及受賣者ハ第十七号第十八号第十

九号第二十号様式ニ倣ヒ帳簿ヲ調製シ其時々遺漏ナク

記載スヘシ

第十七項 売藥及之ニ關スル原質品諸帳簿等ハ主任官吏

ニ於テ隨時検査スルコトアルヘシ

第十八項 前項検査ノ際當業人不在其他事故アルトキハ

相当代理人ヲ以テ検査ヲ受クベシ

大阪府知事 何 某 殿

(戸長奥印ハ例規ニ拠ル)

年 月 日 何 某 印

取締 何 某 印

郡村

番地

幾粒ヲ一包トナシ一度又ハ一日ノ用法服量大人小兒ノ
區別等詳細〔藥湯ナレハ一日入浴ノ度數大人小兒ノ區別又
ハ溫度等詳細〕

一 主治效能 詳細

右藥味調製(發売)仕度候間御検査ノ上免許鑑札御下渡被下
度製劑相添ヘ此段相願候也

(第一号)

売藥當業御免許願

一方名

壺剤ノ量

一方名 一 全 一 全

一 全

売藥受賣御免許願

古文書

何々 量目何程 何々 全 何々 全

以上幾味調合或ハ丸散トシ幾貼ニ分ケ或ハ幾粒トナシ

府 県 国 郡 村 番 地

何某

(方数二方以上アルトキハ列記スヘシ)

右ノ壳薬請壳仕度候ニ付免許鑑札御下渡被下度別紙營業者ハ御免許ノ鑑札並ニ約定書写相添ヘ此段相願候也

国
区村
番地

年月日 何某印

取締 何某印

年月日 譲渡人何某印

何区長 何某殿

(戸長奥印ハ例規ニ拠ル)

取締 何某印

年月日 譲受人何某印

大阪府知事 何某殿

(營業者異ナルトキハ各別ニ願書ヲ調製スヘシ)

(譲受渡人双方戸長奥印ハ例規ニ拠ル)

(第三号)

讓渡(譲受)ニ付壳薬營業鑑札御書換願

鑑札番号

鑑札番号

(第四号)

壳薬營業鑑札讓渡ニ付御届

一方名

薬品分量

一方名

薬品分量

製法

用法服量

効能

右免許鑑札今般何某(ヨリ)譲渡(譲受)候間御書換被下度旧鑑札相添ヘ連署ヲ以テ此段相願候也

(府県)国
区村
番地

年月日 譲渡人何某印

年月日 譲受人何某印

年月日 譲受人何某印

取締 何某印

年月日 譲受人何某印

大阪府知事 何某殿

(譲受渡人双方戸長奥印ハ例規ニ拠ル)

効能

(方数二方以上アルトキハ列記スヘシ)

鑑札番号

何某

右免許鑑札今般何府県下国_{郡町}区村番地何某へ譲渡候ニ付鑑

一方名

札御書換ノ義該府県へ出願仕候間此段御届仕候也

国_{郡町}区村番地

年月日何某印

取締何某印

(戸長奥印ハ例規ニ拠ル)

大阪府知事何某殿

(第五号)

改氏名ノトキハ役所番地ヲ記スヘシ
転居付壳業營業鑑札御書換願

(第六号)

大阪府知事何某殿

(戸長転居ハ甲乙地トモ奥印ハ例規ニ拠ル)

右(改氏名ノトキハ役所番地ヲ記スヘシ)
右ハ今般何々ニヨリ転居(改氏名)仕候間前書ノ通鑑札
御書換被下度此段相願候也国_{郡町}区村番地

年月日何某印

取締何某印

(戸長転居ハ甲乙地トモ奥印ハ例規ニ拠ル)

元住居地国_{郡町}区村番地現住居地国_{郡町}区村番地

(転居ノ例)

何某

元氏名

(改氏名ノ例)

何某

改氏名

相続人

何某

鑑札番号

何 某

(改氏名ノ例)

改氏名

何 某

一方 名

(方数二方以上アルトキハ列記スヘシ)

右ハ今般當業人某死亡(何々)仕候ニ付前書ノ通相続人
ヘ鑑札御書換被下度此段相願候也

右

年月日(死亡ノ外ハ連署ヲ要ス) 何 某 印

取締 何 某

(戸長奥印ハ例規ニ拠ル)

大阪府知事 何 某 殿

(第七号)

改氏名居ニ付壳藥受壳鑑札御書換願

元住居地 国区郡町村番地

現住居地 国区郡町村番地

(転居ノ例)

何 某

元氏名

鑑札番号

一方 名 一全 一全 一全 一全

右當業人
府県国
区村 郡町
番地

何 某

(當業人二名以上アルトキハ列記スヘシ)

右ハ今般何々ニヨリ転居(改氏名)仕候間前書ノ通鑑札
御書換被下度此段相願候也

右(改氏名ノトキハ住所番地ヲ記スヘシ)

年 月 日 何 某 印
取締 何 某 印

(戸長転居ハ甲乙地トモ奥印ハ例規ニ拠ル)

何 郡
区長 何 某 殿

(第八号)

何々死亡ニ付壳葉受壳鑑札御書換願

国郡町
区村番地

元受壳人

何某

相続人

何某

鑑札番号

一方名一全一全一全一全

右營業人

府県国郡町
区村番地

何某

(營業人二名以上アルトキハ列記スヘシ)

右ハ今般受壳人某死亡何々仕候ニ付前書ノ通相続人へ鑑
札御書換被下度此段相願候也

右

年月日(死亡ノ外ハ連署ヲ要ス)何某印

(戸長奥印ハ例規ニ拠ル)

(第九号)

何郡町
区村長何某殿

転居ニ付御届

鑑札番号

一方名

(方數二方以上アルトキハ列記スヘシ)

鑑札番号

一方名一全一全一全一全

右營業人

府県国郡町
区村番地

何某

(營業人二名以上アルトキハ列記スヘシ)

右ハ今般左ノ場所へ転居壳葉受壳業仕度候ニ付鑑札御書換ノ

義ハ何府県何出願可仕候間此段御届仕候也

転住地何府県管下

何役所部内国郡町
区村番地

国
区村
番地

年月日 何某印 何区長

(芦長奥印ハ例規ニ拠ル)

大阪府知事 何某殿

(受売者ナルトキハ郡区長宛ニナスヘシ)

取締 何某印 何某殿

(第十一号)
（芦長奥印ハ例規ニ拠ル）
壳藥改正ニ付御免許願
鑑札番号

(第十号)

一方名 薬品分量
製法 用量

壳藥行商鑑札御下渡願

一方名 一全 一全 一全 一全

(受売人ナルトキハ壳藥營業者ノ住所氏名ヲ記入スヘシ)

(壳子ヲシテ行商セシムルノ例) 壳子 何某

右壳藥幾方今般自ラ行商仕度(壳子某ヲシテ行商為致度)候

ニ付鑑札御下渡被下度此段相願候也

国
区村
番地

年月日 壳藥營業人又ハ受売人

取締 何某印 何某印

(方數二方以上アルトキハ列記スヘシ)

右壳藥今般何々ノ廉前書ノ通改正仕度候ニ付更ニ御検査

(芦長奥印ハ例規ニ拠ル)

ノ上免許鑑札御下渡被下度旧鑑札(薬品分量ヲ改正スルトキハ)ノ四字ヲ加フヘシ(并相添此段相願候也)

国
区
郡
村
番地

年 月 日 何 某 印

(戸長奥印ハ例規ニ拵ル)

大阪府知事 何 某 殿

(第十二号)

印紙買入鑑札御下渡願

私儀今般壳藥營業御許可相成候ニ付印紙買入鑑札御下渡

被下度此段相願候也

国
区
郡
村
番地

年 月 日 何 某 印

(戸長奥印ハ例規ニ拵ル)

何 郡 長 何 某 殿

(第拾四号)

壳藥營業人 何 某 印

印

印

壳藥營業人 何 某 印

印

印

一方 名

營業人 何 某

某

(方數一方以上アルトキハ列記スヘシ)

(第拾三号)

壳藥(營業行商)鑑札(亡失毀損)二付御下渡願

鑑札番号

一方 名

右(受壳藥營業行商)鑑札何年何月何日何地ヨリ何地マデノ間ニ於テ遺失(何々ノ事故ニヨリ何年何月何日亡失毀損)仕候ニ付更ニ御下

渡被下度(旧鑑札相添ハ)此段相願候也

国
区
郡
村
番地

年 月 日 何 某 印

取締 何 某 印

大阪府知事 何 某 殿

(受壳藥營業人鑑札ニ係ルトキハ郡区長宛ニ為スヘシ)

國
区
郡
村
番地

壳藥營業人 何 某 印

印

印

壳藥營業人 何 某 印

印

印

一方 名

營業人 何 某

某

(方數一方以上アルトキハ列記スヘシ)

右壳薬_{受壳人}致來リ候処今般発業仕候間免許鑑札〔并ニ別

右ノ通相違無之候也

紙_{行商壳人}人名前書相添ヘ此段御届仕候也

但(受壳者)行商者ハ無之候

国_{郡町}区村番地

年月日 壳薬營業人又ハ受壳人 何 某 印

年 月 日

何

某 印

(第拾六号)

壳薬營業禁止ニ付御届

鑑札番号

一方 名

(方數二方以上アルトキハ列記スヘシ)

右壳薬今般発壳禁止セラレ候処受壳人ハ別紙ノ通ニ

(受壳人)

人無之候間此段御届仕候也

国_{郡町}区村番地

年 月 日 何 某 印

(戶長奥印ハ例規ニ拠ル)

一方 名(受壳者ノ発業ニ係ルトキハ行商人ノミヲ記スヘシ)

国_{郡町}区村番地

受壳人 何 某

年 月 日 何 某 印

(戶長奥印ハ例規ニ拠ル)

大阪府知事 何 某 殿

行商人 何 某

(人名書ハ第十四号書式ニ倣ヒ調製スヘシ)

一方
名

但 小計通計ニハ編入スヘカラス

七

キモノトス

一 每年七月一日ニハ前月ヨリノ越持高ヲ記入スヘキモノ

此帳簿ニハ原質品買入製剤方法製剤ノ三部ニ分ケ毎一方製剤ノ方法及方名薬品員數代価年月日等ヲ記載スヘキモノトス

(表
凡
例

(表紙) (第十七号)
自 明治何年何月
至 明治何年何月
壳 藥 製 剂 帳
國 郡 町
區 村 番 地
營業人 何某

鑑札番号 製剤方法

何々

鑑札番号

一何丹

代原品

何々

何々

何々

何々

何貼

何十匁

何匁

何匁

壳藥製剤ノ部

通 計	小 計	年 月 日	持 越 高	年 月 日	方 名	員 數	定 一 貼 価	員 印 紙 種 類 數	同上代金	種 目
										年 月 日
ムム	ムム	ムム	ムム	ムム	何散	何丸	何程	何程	何程	ムム
ムム	ムム	ムム	ムム	ムム	何程	何程	何錢	何錢	何錢	ムム
ムム	ムム	ムム	ムム	ムム	何錢	何錢	一角形 毫厘何枚	毫厘何枚	毫厘何枚	ムム
ムム	ムム	ムム	ムム	ムム	武長形 毫厘何枚	何錢何厘	何拾何錢	何拾何錢	何拾何錢	ムム

(第十八号)

(表紙)

自明治何年何月
至明治何年何月

壳藥壳渡并ニ
行商人へ渡帳

国
郡
村
番地

何某

(表紙裏)
凡例

此帳簿ニハ壳藥ノ壳渡戻リ壳藥及ヒ自己又ハ行商人へ渡シタル員数等ヲ記載スルモノトス

壳藥ノ授受ハ其時々年月日方名員数代価買受人戻シ入

レ人ノ住所氏名及ヒ自己又ハ行商人ノ氏名等ヲ記入ス
ヘキモノトス

需用者ニ壳渡ストキハ一日分ヲ束ネ記載スヘシ、尤買
受人ノ住所氏名ハ記載ニ及ハス

毎月末ニハ小計ヲ付シ二ヶ月目ヨリ通計ヲモ付記スヘ
キモノトス

2 古文書

薬品売渡ノ部

年月日	種目	方名		員数		代価		請売人住所 氏名
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
通計		小計	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
△△		△△	何々	何丸	何丹	何々	何丸	△△
△△		△△	何貼	何貼	何貼	何程	何貼	△△
△△		△△	何錢	何十錢	何円	何錢	何十錢	△△

売藥戻り入ノ部

年月日	年月日	方名		員数		代価		請売人住所 氏名
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
通計		小計	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
△△		△△	何々	何丸	何丹	何々	何丸	△△
△△		△△	何貼	何貼	何貼	何程	何貼	△△
△△		△△	何錢	何十錢	何円	何錢	何十錢	△△

売藥行商人へ戻入ノ部

年月日	種目	方名		員数		代価		行商人 氏名
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
通計		小計	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
△△		△△	何丹	何丸	何丹	何散	何丸	△△
△△		△△	何貼	何貼	何貼	何貼	何貼	△△
△△		△△	何十錢	何十錢	何円	何十錢	何十錢	△△
			自 分	自 分	何 某	自 分	自 分	何 某

売藥行商人ヨリ戻入ノ部

年月日	年月日	方名		員数		代価		行商人 氏名
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
通計		小計	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
△△		△△	何丹	何丸	何丹	何散	何丸	△△
△△		△△	何貼	何貼	何貼	何貼	何貼	△△
△△		△△	何十錢	何十錢	何円	何十錢	何十錢	△△
			自 分	自 分	何 某	自 分	自 分	何 某

(第十九号)

(表紙)

自明治何年何月
至明治何年何月

壳藥印紙 買入 遣扱 明細帳

國 郡村 番地

壳藥營業人 何某

(表紙裏)
凡例

一此帳簿ニハ印紙ノ買入及遣扱ヲ記入スヘキモノトス而

テ其時々印紙ノ種數員數年月日壳扱人ノ住所氏名等ヲ

記入スヘシ

一毎月末ニハ小計ヲ付シ二ヶ月目ヨリ通計ヲモ付記スヘシ

壳藥印紙買入ノ部

年月日	越年 月 高日	年月日	種目		印紙価格
			角形	印 紙	
何枚			長形		
何十枚	何十枚	何十円	代 価		
何円			印紙壳捌人注所		
何某			氏 名		

壳藥印紙遣扱ノ部

通 計		小 計	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	種別		印紙価格
							角形	印 紙	
何 錢	何 錢	何 厘	何 錢	何 厘	何 錢	何 厘	何 錢	何 錢	何 錢
何 拾 枚	何 拾 枚	何 枚	何 百 枚	何 拾 枚	何 百 枚	何 拾 枚	何 枚	何 枚	何 枚
何 千 枚	何 千 枚	何 百 枚	何 千 枚	何 千 枚	何 百 枚	何 百 枚	何 枚	何 枚	何 枚
何 百 拾 円 円	何 百 拾 円 円	何 何 拾 円 錢	何 拾 円	何 拾 円	何 錢	何 拾 錢	代 價	代 價	代 價

| 通
計 | | 小
計 | 年
月
日 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 何
厘 |
| 何
枚 |
| 何
枚 |
| 何
十
錢 |
| 何
十
円 |
| 何
十
錢 |
| 何
十
円 |
| 何
十
錢 |
| 何
十
円 |

越年月日 高調	年月日		種目
	何々	方名	
何百貼	代価	壳藥營業人住所 氏名	

壳藥買入ノ部

一此帳簿ニハ壳藥ノ買入又ハ戻シ壳藥ヲ記載スルモノト
ス而テ其時々授受ノ年月日方名員數代価及ヒ其壳渡人
ノ住所氏名等ヲ記載スヘシ
一毎月末ニハ小計ヲ付シ二カ月目ヨリ通計ヲモ付記スル
モノトス

(表紙裏)		壳藥買入帳
		國 区村 番地
		壳藥請壳人 何某
凡	例	

通 計	小 計		年月日	年月日	年月日	年月日	種目
	何丹	何何丸	何丹	何散	何丸	方名	員數
	何貼	何百貼	何貼	何百貼	何拾貼	代価	
	何錢	何円	何錢	何円	何十錢	壳藥營業人住所 氏名	名

壳藥返戻ノ部

通 計	小 計	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	何何丸	何丹	何丸	何丹	何何丸	何丹	何散
	何千貼	何百貼	何何千貼	何何百貼	何何丸	何丹	何丸
	何拾円	何十円	何何十円	何何百円	何丹	何丸	何散

壳藥家記帳心得 右尾

(奥付)

明治二十年三月三日御届
全 年六月十五日出版 (定価八銭)

編集兼出版人 大阪府平民
高橋直吉

大和五條北之町
六十九番地
四百八拾三番地
大和国宇智郡須恵村

發行 聚珍社

(裏表紙廣告)
壳藥家諸帳簿用紙
請願文紙類

野紙類

諸印紙類
貼用規則類聚

不殘
(定価五銭)

一 壳藥弘メ場所

大和・伊賀・河内・和泉・大坂・
山城・丹波・江州・尾張・伊勢・
当國之内
鳥羽領・七ヶ村相除候

一 壳藥得意帳面売買証文

一 壳藥得意帳面売付之事

(安田安治郎氏藏)

明治五年

木版印刷
諸新聞雑誌
染粉製造
壳藥部外

大取次
壳捌
色々

一 安田家文書

壳藥得意帳面売付之事

一小道具不残相添

右之帳面売場結算式文五毛ニ売付申処実正ニ御座候、
(決)

但シ此中家中之分売レ高式歩引ノ約定仕候、結算金高
九百兩也、只今為手付ト金子五拾兩慥ニ請取申候、給
金之内四百兩ハ來ル五月節旬ニ受取、残リ四百五拾兩
大取次

活版印刷
出版書籍
牛乳搾取発売
諸名家壳藥